

令和元年度 第4回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

令和元年度 第4回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和元年10月10日（木） 午後1時30分から2時47分まで

会 場：防災安全センター 対策本部室（西棟5階）

出席者：

*委員14名

生駒 耕示 （被保険者代表）
今井 孝一 （被保険者代表）
北山 富久子 （被保険者代表）
伊藤 直樹 （被保険者代表）
長谷川 ひとみ （医療機関代表）
中村 稔 （医療機関代表）
秋本 陽介 （医療機関代表）
飯川 和智 （医療機関代表）
大野 あつ子 （公益代表）
本多 夏帆 （公益代表）
内山 さとこ （公益代表）
橋本 しげき （公益代表）
本間 まさよ （公益代表）
酒匂 堅次 （保険者代表）

*事務局

市民部長
保険課長
国保年金係係長
国保年金係資格・給付担当係長
収納係長

欠席者：

*委員3名

日名子 英男 （被保険者代表）
谷口 勝哉 （医療機関代表）
鈴木 隆男 （保険者代表）

【事務局】 それでは定刻になりましたので、令和元年度第4回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席くださり、ありがとうございます。また、日頃より本市国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本日は今年度第4回の協議会ではありますが、令和元年9月1日付け新たな委員任期となってから初めて開催する協議会となります。

令和元年9月1日付けより新たな委員任期となりましたことに伴い、本来であれば市長から委嘱状をお渡しすべきところ、他の公務により出席できないため、勝手ではございますけれども机上に委嘱状を置かさせていただきましたので、ご確認をお願いできればと思います。なお、法改正によりまして今回より委員任期は令和4年8月31日までの3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、議事に移りたいと存じます。

本運営協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされております。本日は14名の委員にご出席をいただき、会議は成立しておりますので進めさせていただきたいと思っております。

最初に本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料説明)

それでは進めさせていただきます。

さて、令和元年9月1日より新たに始まりました任期に伴い、会長及び会長代行が空席となっておりますので、本日の進行に先立ちましてその選挙をお願いしたいと思います。

会長及び会長代行は、公益を代表する委員の中から会長を選挙する、ということになっております。この選挙につきましては、武蔵野市国民健康保険運営協議会会長及び会長代行の選挙の実施に関する内規に従って行います。

現在会長及び会長代行が空席ですので、本来ならば臨時議長を決めて、議事進行をお願いするところですが、今回は任期最初の開催となりますので、事務局の方で進行したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、会長が選任されるまでの間、事務局で進行させていただきますのでよろしく願いいたします。

9月1日からは新たな任期になりまして、今回は任期最初の協議会になりますので、引き続き委員をお願いしている方もおられますが、まず皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員、事務局自己紹介)

【事務局】 それではただ今より、武蔵野市国民健康保険運営協議会会長及び会長代行の選挙を実施いたします。

(事務局説明・立候補者紹介)

今回の立候補者は、会長及び会長代行ともに1人であるため、内規第4条の規定により投票は行いません。そのため、会長、会長代行を決定いたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声、会長・会長代行決定)

ありがとうございます。

それでは、新会長、新会長代行、一言ご挨拶をお願いいたします。

(新会長・新会長代行挨拶)

【事務局】 ありがとうございます。会長及び会長代行が決定いたしましたので、議長を交代したいと思います。ご協力ありがとうございました。

【会長】 それでは、改めて議事を進行してまいります。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

次に、会議録署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、日程に従いまして議事を進めます。

議題(2)、報告事項 第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画について、事務局の説明を求めます。

(資料説明)

【会長】 ただ今の説明に、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委員】 今ご説明いただいたこの議題(2)裏面の一番下のところで、計画(案)では「子どもに係る均等割の軽減」とあり、概要版では「多子世帯を対象とする軽減」とあって、表現が異なっていると私が質問したことなのですが、これが「子どもに係る均等割の軽減」に統一するということになりました。こちらはこの後の条例の話と関係してくるのですが、この段階で1点だけ聞いておきたいのです。結局計画においては、多子世帯ではなくて、一般的に子どもの均等割の軽減ということを進めていこうということになったという理解でよろしいでしょうか。つまり多子世帯というと、何人なのかということがありますが、そうではなく、広く子どもの均等割の軽減ということととらえる、そのような考えにこの計画ではなっているという認識でよろしいかを確認しておきたいと思います。

【事務局】 今ご意見を頂戴した、計画書で申しますと、15ページのところだと思います。第2節の3のところになります。特に、子どもに係る均等割の軽減策については、という表

現につきまして、以前から多子世帯への軽減、多人数世帯への軽減というご意見を頂戴しているところでございますが、計画については最終的に8年間の計画になり、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策というところがありますので、そちらの部分については若干表現としては広げた形にはなっております。ただ後程またご協議いただくところですが、令和2年度の部分につきましては、まず多子世帯というところで軽減策を新規に創設を、というところの状況でございます。

【事務局】 まず「子ども」と言いましても、その「子ども」の定義というのがまだここでは言っておりません。人数、それから年齢という要件もあります。今回の軽減策として私どもが考える「子ども」をどうするか、まずはここで広く子ども全般という形で記載をさせていただきまして、その具体的な内容につきましては本協議会の方に示しご協議いただいて、またその条例等の改正につなげていく。本日でいうと次の議題になりますが、それで今回の方はまずご提案をさせていただくということで考えてございます。

【会長】 他にご意見等ございますでしょうか。

【委員】 税率等の見直しについて、具体的なところを検討するというのは財政健全化計画の「基本の考え方」という説明なのですが、例えば多子減免だとか低所得者に対する減免についても、その都度対象によって金額的な負担というのは変わってくると思うのです。そのようなことについての基準とかは示さずに、そのまま改正の時だけそこで議論する。それと財政健全化計画とはどのように関係してくるのかということ伺いたいのですが。

【事務局】 ただ今のご意見は、多子減免についてと、財政健全化計画の「基本的な考え方」との関係についてかと思えます。計画書の15ページの第2節の2になりますけれども、「基本的な考え方」として保険税の税率等の見直しにつきましては2年に1度をベースで行うということですので、その配慮事項等につきましても基本的には同じタイミングで考えていくのかなと考えてはございます。ただ、やはりその時の経済状況、それからこちらの計画につきましては保険税率の見直しだけではなくて、その他の施策と合わせて「1人当たりの赤字額」を削減していくという目標を立てておりますので、その目標の進捗状況等によって当然税率の改定率というのは変わってくるかと思えます。それを踏まえまして、その時点で配慮が必要であればやはりその部分については考えていくというような形で、基本的にはその税率の見直しと同時期にというように考えているところでございます。

【委員】 分かりました。そうしますと、武蔵野市の一般会計から国保会計に繰入れている金額である赤字繰入れ分、それとは別にいろいろな政策的に加入されている方に対するサービスとして市が考える財源として赤字繰入れ分ではないものもある、このこととの関係はどのように考えればよろしいのでしょうか。

【事務局】 今のご質問は計画書の 11 ページのところのお話と思います。一般会計繰入金、今回の計画において削減・解消すべきとしている一般会計繰入金の赤字額とは、決算補填等の目的のものは削減・解消すべきと、国・都からも求められているものでございます。それ以外の、決算補填等目的以外というものは、現段階において削減の対象とはなっておりません。委員がおっしゃるとおり、そのような軽減策、減免の部分については、ちょうど表中の「決算補填等目的以外」の一番上の欄「保険税の減免」にあたりますが、ここについては現在において削減・解消すべきものには位置づけられていないところでございます。

ただ政策としてそのようなことを行うのかというところは、この財政健全化計画で赤字を解消していく中で保険税率を見直すときには、その配慮事項としてこのようなことを行っていく、というところを計画上では記載をしておりますので、政策的にまた別な考え方で行うというところを必ずしも否定しているものではございません。その旨ご報告させていただきます。

【会長】 よろしいでしょうか。他に何かご意見ございますでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。それでは議題(2)については終了いたしまして、議題(3)、諮問事項 令和2年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について、事務局の説明を求めます。

(資料説明)

【会長】 ただ今の説明について、ご質問ご意見をお願いいたします。

【委員】 ご説明ありがとうございます。子育て世帯の配慮のところなんですけれども、「2人以上」に設定した根拠の部分を教えていただけますでしょうか。

【事務局】 子育て世帯の減免の対象を18歳未満の子どもが「2人以上」とした理由ということでございます。こちらにつきましては、従前から本協議会、また市議会におきまして

も多子・多人数による世帯への軽減策についてのご要望をいただいていたところがございます。そのような事情も含めまして、また他市の状況を含め、やはり一定数子どもがおられる世帯については生活の方に掛かる費用もあることから、まずは子どもが複数いる世帯ということで設定をさせていただいたところがございます。

【事務局】 確かに、減免の対象とする子どもを何人目からするかというのは、すごく大事なポイントでした。こちらの協議会ではいろいろなご意見をいただきましたし、私どもの方からも答えさせていただいたなかで、確かに子どもの定義、多子の定義というのはいろいろございます。国の方ですと内閣府とかで3人目とかって言うのですが、ただこの協議会の皆様のご意見、あと多摩地区でも先行している自治体では2人目のところもあれば3人目以降というところもあります。内部の方でも少しいろいろなパターンで考え、政策としてどのように打つかという中で、2人目からという形で今回はご提案させていただくことになった経緯があります。

【委員】 ありがとうございます。こちらでもいろいろ議論がなされてきて、先程の説明の中でも、今回は多子世帯ということではなくて、子どもに対しての配慮と言いますか、子どもに対しての政策というところで素晴らしいことだというように思います。ただ、子どもと考えると多子という話になってこないのか、どうして1人ではいけないのかな、というふうにも思います。もちろんどこかで線引きはしなくてはいけないと思いますが、この説明用資料1の18ページの「対象世帯数及び被保険者数」では、先程の話で1億円ぐらい増収になるというところからすると、その影響額としてはそこまで大きな金額ではないかなと感覚としては思うところです。例えば1人であればどれぐらいの世帯数があるのかとか、2人目、3人目からとするとどれぐらいの世帯数で人数、影響額となるのかというシミュレーションをされているのだと思うのですが、それらを提示していただくことってというのは可能ですか。

【事務局】 今の段階では令和元年度の当初課税での試算というところですが、300万円以下という所得で制限させていただいて合計317世帯ということですが、また、子どもが1人の世帯ですと500世帯ぐらいあるというような状況でございます。

【委員】 ありがとうございます。500世帯ぐらいあるとしたら影響額も1.5倍ぐらいというところになってくるのかとは思いますが。他市が2人目から3人目からというところが多く中で、2人目から実施するのは非常に良いことだと思うのですが、1人目、子どもがいるという時点から結局は人数が増えていくというのは間違いないので、均等割

で頭数が増えていくと、結局は子どもがいるだけでも保険税の支払いは多くはなるわけです。ですので、どこか段階を付けていくと考えていったときに、500世帯の部分を含めていく方向性で考えるっていうのは難しいのでしょうか。

【事務局】 1人目から、もっと枠を拡大ができないかというご意見かと思えます。現段階においてですが、新たな制度の創設というところとなりますので、やはり他市等の状況も見ながら、今回につきましては2人目からという形で創設をさせていただいたという状況でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。今回武蔵野市は、幼保の無償化のところでも、給食費も全部無償にしますということもあり、基本的に市民の皆さんに負担がいかないように、非常に子育て世帯に配慮していくというのはすごく評価されているところだと思います。この部分は、つまり影響額との問題も課題としてあるとは思いますが、結局のところ保険税の支払い能力の部分との兼ね合いが出てくるのかなというので、2人目以上のところと同じように減免するとかということではなくて、今後、頑張っていってもよいのではないかと思います。ぜひ検討材料としてでも、500世帯ぐらいの1人目の子どもがいらっしゃるその方々の声も大事にしていかなければいけないのではないかと思います。方向性としてはいかがでしょうか。

【事務局】 もともと国民健康保険には被用者保険と違って、いわゆる被扶養者の方の部分や働いている方の事業者負担というのものが無いのですが、それは制度の大きな違いで課題とも言われているところです。残念ながら、皆様方のご意見をいただくと、どうしても最終的にはそちらに行ってしまうのですが、現在の国民健康保険法の制度の中で、各保険者としてどこまでできるかと考えた時に、子どもが1人目から、子どもはもう全てオールマイティでという形になってくるとすると、少しその制度の根幹の方にも入っていく議論にもなってまいります。そのところでまず、最初「多人数」でしたのを「子どもに係る」と変えたのは、「多人数」というと2人目3人目はどうなのかという話になるので、ここでの意見を踏まえて2人目も入れるという方向性で「子どもに係る」との形の表現に変えたという経緯があります。そのようなことを考えていましたので、1人目からということになりますと少しまだハードルが高いのかなと考えております。今回につきましては、まず2人目というところからスタートさせていただいて、そこはまた社会状況等の変化でいろいろ変わってきたりすれば、私どもとしても考える余地等が出てきた時にはそのような減免などもするかもしれませんが、ま

ずは子育て世帯への配慮として、元々ベースにあるのは経済的に困窮するところの、いわゆる所得が厳しい生活が厳しいというのがあったうえで、子どもを育てるというところの18歳未満の子どものいるご家庭で、今回はスタートさせていただければという考えで提案した内容になります。

【委員】 ありがとうございます。私自身はこの財政健全化計画自体は、先日も決算がありましたように、きちんとやっていかないといけないと思います。ただ、今回増税で税金関係の部分でも負担が増えているというところで、「多子」という表現ではなく「子ども」という表現にされたのはすごく良いことだなと思っているのです。ですので、今後検討するときに、その「子ども」という表現にしたからこそ、「多子」というのに縛られずに議論することが可能になるのではないかなと思いますので、ぜひそのような議論の中で、社会状況踏まえながら検討していただきたいと思います。

【委員】 私も子育て世帯への配慮ということで、今回具体化されたことについては評価したいなと思っております。ただ、今回の対象は2人目から、所得については300万円未満ということですが、私がこの運営協議会の際に資料請求させていただいて、他市の状況というものもお示しいただきました。先程のご説明の中では、他市の状況も見ながらこのような形で決めたということですが、今、他市・全国的に広がってきている制度だというように理解しております。その中には子ども1人であっても対象になるというところ、多摩の自治体の中でも所得制限なく実施している自治体があることなど、いくつか例があると思うのです。武蔵野市は今回このような形で示したということは、いろいろなシミュレーションを作って最終的に決定したというように思うのですが、そのあたりのことについて、もう少し詳しくご答弁いただきたいと思えます。

それからもう一つ、多子世帯ということについての考え方ですが、この運営協議会といいいますか、保険課の方はどうも3人目以上を「多子」と考えているようなご説明が多いのです。武蔵野市の中でも、多子減免ということで、2人目からの保育料の減免というのは随分昔から実施しています。「多子」というのが2人目からなのか、3人目からなのかということについては、法律等できちんと定義されているわけではないのであれば、3人目からが基準であって、しかし2人目から実施しているというような説明というのは少しいかがなのかなと思っております。これは見解の違いかと思いますが、ただ武蔵野市の他の行政サービスの中においても、2人目からでも多子減

免という形で、それこそ 20 年以上前から実施しているものがあるということについてはぜひ認識を持っていただきたいと思います。質問について、お答えいただければと思います。

【事務局】 委員からのご指摘につきましては、第 2 回運営協議会の時に追加でお示しさせていただいた資料のお話と思います。確におっしゃるとおり、他市の状況では所得制限を設けていないところもありますし、3 人目から減免の対象としているところもございます。私どもといたしましては、やはり元々の制度設計としてどのように考えるかというところが一つあるかと思えます。「多子」という考え方で検討をする中で、2 人目と 3 人目、減額なのか免除なのかというところでは、やはり少し幅があるところがあります。そこについては、やはり 2 人目から多少なりとも配慮する必要があるのではないかということで、対象を 2 人目から広げたというのが一つあるところです。また、所得制限についてなのですが、今の国民健康保険法の中、それから保険税となりますので地方税法との兼ね合いになるのですけれども、やはり法の規定の中で実施するという事を考えなければいけないと考えております。他市がどのような形で決定をしたのかというところは、そこまでは少し分からない部分はあるのですが、やはり減免につきましては本来的には課税をされた税に対して何らかの事由でお支払いができない方について減免をする、というのが本来的な減免の考え方だとは思っております。そのような時に、所得に関わらず、それこそ極端な話を申してしまえば、先程の世帯ごとの所得の一覧にもありますように、所得が 2,000 万円を超えるような世帯についても、そこも子どもがいるということの事実一つをもって減免をするのかというところについては、その法律の元々の減免の考え方からすると、少しご理解いただけないのかなというような部分もございます。そのようなところで、私どもとしては今の段階では所得制限の設定をするべきものなのかなと考えてございます。そのうえで、今回については所得制限 300 万円という設定をさせていただいたところではございますが、ここについては例えば 4 人世帯、5 人世帯となった時に、大体 200 数十万円までは元々均等割額の軽減、2 割軽減までがかかる世帯ということでございます。ただその基準を超えてしまうと、均等割額の軽減もなくなり、当然所得割も掛かってくるということで、ある一定の境をもって負担が上がってしまうというところがあります。そこを少し、2 割軽減がかからない方たちでもやはり子どもが複数いらっしゃる配慮すべきということで、それよりも少し枠は広げたいということで、300 万円とい

う設定をさせていただいたところでございます。以上です。

【委員】 今のご説明を伺いますと、ボーダーライン的なところについて、なんとか対応できないかということでの制度設計となったと思うのですけれども、300 万円で子どもがいる世帯というのがこの人数だと、説明用資料 1 の 18 ページに出ております。それで例えば 400 万円台だとこれに世帯数としてはどのくらいの方がいるのかとか、いくつかのシミュレーションを作って最終的にここに落ち着いたというように私は思うのですけれども、そういういくつかのモデルケースとかシミュレーションを作られたのかどうか、作られたのであればそうした資料をいただけないのかなということなのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 所得制限 300 万円設定の部分のシミュレーション、他の所得の場合のシミュレーションというようなお話と思います。やはり実際に影響額等も含めまして、この制度を創設するにあたってはいろいろなシミュレーションを当然に行っております。そのうえで、基準、それから所得の状況ですとか、先程申しました均等割額の軽減が掛かっているもの、そのような事情も含めて今 300 万円ということで今回は設定をさせていただいたところでございます。そのシミュレーション自体をすべてご提示できるかというところについては、少し検討させていただきたいと思います。やはり個人が特定できるような形での、対象世帯数が少ないと個人が特定できるようなことにもつながることもありますので、どのような形でお示しすることができるかというのは、申し訳ありませんが、事務局で一度検討させていただければと思います。

【委員】 ではぜひ検討していただいて、今回初めて財政健全化計画が示されて、それに基づいた保険税率の改正ということで、今後のいろいろな前例にもなってくると思うのです。子育て世帯に配慮される、また低所得者の方たちに配慮されるということについては、これは運営協議会でもいろいろ意見が出て、それに対応されたということでは評価したいと思うのですが、ではこの基準が今の武蔵野市の中で、また今後も値上げが進んでいく可能性が大きい中でどの程度の方たちに対応していくことが一番良いのかということについては、きちんと、しっかりと議論する必要があると思いますので、ぜひできる範囲での資料というのをお願いしたいと思います。

【委員】 委員として初めてでありますから、見当違いなことがあるかもしれません。まず先程も言いましたが、資料を読み解くこと自体が非常に難しい。例えば、今回引上げ例を出され、それが市報において確認したとしても「自分の場合はどうなんだ」という

ことがたぶん出てくると思うのです。ですから、一つはモデルケース1から5までの武蔵野市の分布の中で、まずそれがモデルとして適正かどうか、それからどの資料にも書いてないのですが、我が家がモデルケース1であった場合に、均等割とか所得割が難しさがあるので丁寧にステップをおって、計算したらこうなるというのを示さないといけない。「なんだ税額が上がっただけじゃないか」と中身が分からないのでは困ります。非常に小さなパンフレットの『いきいき国保』というのがあります。私ももらって見てみたのですが、案内等うまく書いているのですが、ただ保険税の計算過程が分からないのです。たぶんこれは大学生でも分からないと思うので、計算の仕方を丁寧に示していただきたい。

もう一つは、多くの納税者、被保険者は、財政の健全化だけでよいのかと思うわけです。つまり、それをやることによってどのような成果があるのか、例えば武蔵野市では第3期健康福祉総合計画もあるので、それと合体してこんな成果が生まれるとか、今の世の中はもう『Society5.0（日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会のこと。）』になっていますから、情報化が進まって情報の共有化をすることによって、本人も病院も情報が分かって、例え医療機関を転々としても医療費の抑制に努めるとか何かですね、保険税の値上げするというのは、このような成果やプラスがあるよというものがないとなかなか説明がつかないと思うわけです。その2点について、ご検討よろしくお願ひしたいと思っております。

【事務局】 委員から非常に重要なご指摘をいただきました。やはり私どもとしましても当然ご負担をお願いするところではございますので、皆様にご理解いただけるように分かりやすい資料を、また今、ホームページ上で保険税額の試算が現在での税率においてできるようにしているのですが、それも金額がこうなりましたというような形になります。計算の過程がより分かりやすくできるように、というところも少し検討してまいります。

また、財政健全化の成果というところですが、おっしゃるとおり、今回の財政健全化計画の柱としては、「歳出・支出の適正化」と「歳入・収入の増加」の2つの柱で設けております。やはり私どもとしましても、国・都の交付金を積極的に獲得しにいき、収納率向上等で歳入確保を図っておりますけれども、それでもやはり不足する分につ

いては被保険者の皆様にご負担をお願いしなければいけないという部分もあるかと思ひます。一方で医療費適正化ということでは、当然に必要な医療については受けていただかなければ困るわけですが、そのような中で「予防」の観点や、国保と社保との二重加入の問題のような資格の適正化を図るといふような取組みによって適正な医療費に抑えていく、というのが本来先にあるべきものと考えてござひます。

ですひで、そのようなところも踏まえて被保険者の皆様はもちろひ、それから一般会計からの繰入れがありますとやはり広く市民の皆様に知っていただく必要があると考えてござひますひで、広報の方法についてはまた検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

【委員】 いくつか確認したいことがあります。今回いただいた資料では、結局、所得割が0.2%、それから均等割額が3,000円の引上げということになっています。先程の財政健全化計画の報告の中では、1年毎に1人当たりの法定外繰入れの解消部分が4,500円と、そのうち400円分はいろいろな努力で解消するから、実質的に保険税率の見直しによる部分は4,100円ということだったと思ひます。今回の具体的な条例における1人当たりの引上げ額はいくらになっているのか、をまず1点目にお聞きしたいと思ひます。

それから2点目です。過去におひでの保険税率改定なり均等割の引上げ、あまり昔のことは遡れないかと思ひますが、今回の引上げは近年の中でも大きな引上げとなるのではないかと思ひうのですが、そのあたりはどのように認識をしているかをお聞きしたいと思ひます。

もう一点。今回は課税限度額の引上げも行ひますが、この課税限度額の引上げでいくら税収増、それから税率や均等割も含めた改定でどれだけの税収増になるか、それらを個別にお答えいただけますか。

【事務局】 3点のご質問をいただきました。まず1点目、今回の引上げ額・引上げ率について答えさせていただきます。令和元年度の当初課税ベースになりますひが、今回引上げでは、1人当たり4,134円、引上げの改定率につきましては3.85%という値になってござひます。

それから2点目につきましては、近年の引上げの中では上げ幅がかなり大きいのではないかというご意見と思ひます。2年前に行ひました前回では所得割率、均等割額、課税限度額のすべてを引上げさせていただきましたひが、この時の改定率は3.09%となります。結果的にですが、最終的な実績として1人当たり約3,000円くらの引上げ

になります。確かにおっしゃるとおり、引上げ額、引上げ率については近年では高いものにはなっています。ただこちらにつきましては、2年前の運営協議会にてこちらの税率改定についてご審議いただいた際にも説明をさせていただいたのですが、当初はそれを毎年上げていけば14年程度で解消できるという形での算定をしておりました。今回の財政健全化計画では、被保険者の方への影響を鑑みまして、2年に1度の改定ということで考えております。そこで2年に1度で4,000円、2年単位で見るということになりますが、トータルとしては以前の引上げよりも少なくなると考えております。

それから3点目です。過去の改定率等につきましては、確かに何年遡れるかというところはありますが、実績という形で確認を行って、提示できるのであればお示ししたいと思っております。

【委員】 課税限度額の引上げとそれ以外の税率分、個別にそれぞれいくらになるのでしょうか。

【事務局】 申し訳ございません。いま手元にはすべてを含めた形で試算した数値として出しておりますので、均等割、所得割、課税限度額について作成したいと思います。

【委員】 分かりました。説明は一体としてされていますが、その中身がどのようになっているのか知りたいと思っています。それから、財政健全化計画では2年に1度、1人当たり4,100円の引上げと示されているのですが、実際には東京都が“いくら納付してください”と「標準保険料率」を示していて、それはその年によって変わりうるわけですね。それらと計画との関係はどのように考えたらよろしいですか。

【事務局】 今のお話は、東京都への納付金の算定基準である「標準保険料率」のことで、毎年決定され、東京都から示されるものとなります。その部分と、今回の財政健全化計画との関係ということかと思えます。確かに委員がおっしゃるとおり、医療費の伸び等についてもそうなのですが、毎年の予測をどのようにしていくのかというところがあります。ただ納付金につきましては、平成30年度から制度が始まりまだ2回目ですので、推移等がどのようになっているのかまだ慎重に見極めているところでございます。納付金の額が減っていくことが最終的な繰入額の減少になるかと思っておりますので、それがまた目標としている数値以上の削減につながっていくのかなというふうに考えてございます。財政健全化計画自体も削減の状況に応じた形で前半4年の前期を経て、後期4年の部分でまた見直す部分もあるかと思えます。削減がかなり進むようであれば

ば、その段階で計画の内容の見直し等についても考えていくということになるかと思
います。

【事務局】 先程の議題でご報告いたしました財政健全化計画本書の 10 ページになるのですが、
1 番下に表 15 がございます。こちらが今話題となりました「標準保険料率」との比較
です。本市の税率と標準保険料率、都全体がありますように、この開きがいわゆる赤
字補填を生み出している部分となってきます。これは納付金という形で東京都に払わ
なければいけない額になりますので、今一般会計から市民の方に広くご負担いただ
いている租税の中からお出ししているところですが、ここの部分がいわゆる赤字補填を
縮減するところの目安になり、この中身の数字をいかに縮めていくかということが必
要になります。都内でも市町村によっては高齢者の構成比などがいろいろと異なっ
ており、それは標準保険料率の方で調整するようにはなっていますが、そこを加味し
た中での差ですので、今私どもが進めようとしているのは具体的にはこの数字をどの
ように持っていくか、それを段階を踏んで刻んでいく。2 年前のときには確か 3,330 円
ぐらいだった記憶があるのですが、それでは単純にいけば 14 回やらないと追い付か
ず、ご負担が厳しい。もう一度精査し、直近の決算等を見たうえで、今回についま
しでは 2 年毎という形で 4,134 円です。これは 2 年前の時点ではお示しした 3,330 円は
2 年では 6,660 円ですので、それよりは少なくなっているこの額で今回の計画には盛
り込みさせていただいて、税率改定も今後こちらの方の額としてなるべくご負担のな
いような形のシミュレーションをお出ししてるところではございます。

【委員】 それと次の質問です。子育て世帯の負担軽減について、今日いろいろと話題になっ
ているのですが、この A 4 横の“説明用資料 1”の 18 ページに「子育て世帯への配慮
(3)」ということで、今回の新しい施策を実施すると対象世帯 317 世帯 1.44%、被保
険者数 715 人 2.31%、影響額約 374 万円とあります。これは結局均等割での軽減 7 割
5 割 2 割にあたる方、まあ 7 割の方は適用なし、5 割の方は 5 割、それから 2 割軽減、
例えば 5 割まで軽減で残り 3 割分を市が新たに助成するということになるわけです。
ではこの 317 世帯というのは、例えばそもそも 7 割 5 割軽減をされてる方はこの世帯
数の中に入ってないと、ここで提示の世帯数は新たに実質的に軽減になる世帯のみを
示して 317 世帯というふうに言っているのでしょうか。この 317 世帯の中身について、
どのようなお考えなのでしょうか。

【事務局】 今、委員のご指摘につきましては、この 317 世帯について 5 割、7 割軽減の世帯も

含まれているのか含まれていないのかというお話と思います。今回の試算の中での対象数としては、7割5割軽減世帯についても含まれた世帯数、人数ということとなります。また影響額については、単純に被保険者数715人を2人目を半額、3人目を全額減額という計算をした時の金額ではなく、実際に軽減される金額ということで想定をしておりますので、ここでは5割7割の軽減世帯については対象数には入っているけれども、軽減額・減免額は0という形で算定をした374万円という数字が出ております。

【委員】 そうすると317世帯全部が関係しているわけではないわけですね。分かりました。それともう1点、今日は差替えの資料として、資料4-1から4-3までのモデルケースで今日修正された資料が配られています。事前に配られた修正前の資料では、子どもがいる世帯モデルケースⅡでの「子育て世帯軽減後」欄の全ての所得階層に数値が入っていて、今回の修正後のものは所得300万円より多いところを削除しています。それは世帯所得300万円という所得制限が入ったからだという説明だと思うのですが、事前に配られた資料においては、所得制限なしで軽減行った場合には、というような観点で考えられていたものだったのでしょうか。

【事務局】 委員おっしゃるとおり、ちょうど上のところに「子育て世帯軽減案」という形で記載してありますけれども、単純に2人目の均等割額を半額、3人目の均等割額を全額相当減額した時の値ということで当初は記載してございました。ただ委員がおっしゃるとおりで300万円の所得の制限をかけておりますので、そちらを載せてしまうことによって混乱を招くかなということで、今回その部分について修正をさせていただいたところでございます。

【委員】 分かりました。私としてもやはりこのようなシミュレーションを行ったうえでの提案として、どのような議論があったのかというのは示していただかなければと考えますので、そのような資料を出していただければいいかなと思います。

【委員】 企業側に勤めている側の意見や考えということでお話しします。先程の財政健全化計画本書1ページの真ん中の半分から下の部分にあるように、国民健康保険制度改正によって国が3,400億円の公費を充てるという中で、約半分くらい健康保険組合、現役世代がいるというように聞いております。現役世代がどのようになっているかと言いますと、例えば一番分かりやすいのは、“説明資料4-1”のモデルケースⅠ「30歳代の単身世帯」でいう②番の所得階層で、世帯所得61万円に給与収入126万円とありま

す。我々現役世代でこれを月収で考えると10万円です。10万円の給料の人は、私のところの健康保険組合だと本人が年間6万円も負担しています。減免はないですから、その時点でこちらの資料での国保の世帯課税額の倍に近い。給料が上がれば上がるほど掛けていくので右肩上がりの直線的に増加していく傾向になります。その他に、例えば約3万人抱えている私のところの健康保険組合では、保険料収入が60億円。本人の給料から30億円いただいて、もう半分は企業の人件費から出して、医療費を支払うという仕組みとなります。そして、そのほとんど高齢者医療に使われています。国民健康保険、それから後期高齢者医療というように使われて、今自分たちサラリーマンはどうなっているんだと、反対の声もあがっています。それで、中小企業の協会けんぽでは国の税金が1兆3,000億円入って運営していますが、我々サラリーマン企業は国の税金はほとんど入らないということになっています。この“説明資料4-1”の所得階層③番のモデルにしても給与収入が149万円、月あたり12万6,000円ぐらいの給与がある人、月給アルバイトの人も含めて、健康保険組合では年間71万8,000円ぐらいの保険料を払っています。介護保険料はもちろんなしです。これは1人での値で、我々の場合は家族がいたとしても保険料は一緒なのですが、実際には皆さんパート収入があって被扶養者として健康保険にあまり入れなくなっている状況です。少し働くだけでも個別に健康保険に入ることができるように制度改正が段階的になされています。そういう意味で、本人たちの給料から企業分から出してるみたいな感覚、ある意味給料を上げてもらえないでその分が高齢者の方に流れているみたいな感覚で企業側は見ていますので、大企業は優遇されているとも言われますけれど、非常に厳しく、健康保険組合を解散して国から面倒を見てもらおうという議論が沸き起こっているのが事実なのです。国民健康保険につきましても非常に厳しい財政ですし、特に子育て世帯は確かに保険料の負担がその分増えます。事情もよく分かりますが、そういう中でも我々企業側から言うと、市民税からも負担しているというのは、給料分から納付した税からも国保へ流れていて、我々が“二重取り”と言っているような企業側の論理がありまして、そこだけのご理解いただけたかなと、大変厳しいなか何とか折り合いを付け合ってやっていただければと思います。この健全化計画にもありますように、医療費の半分ぐらいが生活習慣病だというようになっています。普通平均は3分の1ぐらいで、非常に病気の人が多いと書かれていますので、そこは対策を講じていかないと、いくら保険料を上げても病気で倒れる方が増えて手術をすること

が増えていったら何百万円の医療費の支払いをせざるを得ないので、予防医療を強化していく方に議論が進んでいくと良いなと思います。これは感想でございます。よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。お時間になってまいりましたので、このあたりで取扱いについて協議をいたしたいと思っておりますので、暫時休憩といたします。

(休憩)

【会長】 それでは、これで休憩を解きまして、再開をいたします。

ただ今、答申の取り扱いについて協議をいたしましたところ、本日の審議につきましては、継続としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、次回の会議につきましては、事務局より10月31日(木曜日)午後1時30分から会場を確保しているとのことですが、こちらの日程での開催でいかがでしょうか？

(「異議なし」の声)

それでは、よろしくお願いたします。

以上、議題(3)は終了いたしまして、続きまして議題(4)その他でございますが、何かございますでしょうか？

【事務局】 ありがとうございました。

(次回日程確認)

【会長】 本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

【事務局】 ありがとうございました。

— 了 —